

公共施設等運営権の設定について

伊豆市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、株式会社 土肥温泉 PFI ソリューションズに土肥温泉運営事業に係る公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定したので、同条第 3 項に基づき、次のとおり公表します。

令和 6 年 12 月 20 日

伊豆市長 菊 地 豊

- 1 公共施設等の名称
土肥温泉運営事業
- 2 公共施設等運営権者
静岡県伊豆市土肥670-2
株式会社 土肥温泉PFIソリューションズ
代表取締役 勝呂 克彦
- 3 公共施設等の立地
土肥及び小土肥並びに八木沢 地内
- 4 公共施設等の規模
規模
土肥 揚湯量（許可） 2,700ℓ/分
管路延長 L=8,381.46m
小土肥 揚湯量（許可） 540ℓ/分
管路延長 L=2,320.67m
八木沢 揚湯量（許可） 240ℓ/分
管路延長 L=1,006.49m

温泉別	温泉供給区域
土肥温泉 供給区域	伊豆市大字土肥のうち 字北屋形、鍛冶屋川、銀山通町、松原、上砂田、下砂田、大石田、中里、天王、山崎、宮崎、横田、整地、南伝馬町、北伝馬町、出口、南河原、中浜、高根の区域並びに字火振の一部、字宿ヶ根の一部、字船窪の一部、字南屋形の一部、字壩田の一部、字小山の一部、字安良宿の一部、字二ツ石の一部、字大藪の一部、字脇ノ浜の一部、字諏訪洞の一部、字品鉢

	川の一部、字釜ヶ洞の一部、字平野の一部、字木ノ宮の一部、字西湯ノ洞の一部、字馬場の一部、字水口の一部及び字中村の一部の区域
小土肥温泉 供給区域	伊豆市大字小土肥のうち 字浜、宮ノ前、中瀬の区域並びに字温湯の一部、字寸場の一部、字扇山の一部、字出口の一部、字坂ノ下の一部、字中泓の一部、字南の一部、字磯辺の一部、字黒根の一部及び字矢戸の一部の区域
八木沢温泉 供給区域	伊豆市大字八木沢のうち 字港、西ノ浜、横上、広田、出口、井原、尻袋、小池新田、浜田、論田の区域並びに字西田の一部、字三口石の一部、字砂田の一部、字掛田の一部、字尾羽根の一部、字小池の一部及び字小池浜の一部の区域

5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 運營業務

- ・温泉配湯業務
- ・温泉経營業務
- ・温泉活用業務

(2) 維持管理・保全業務

- ・温泉施設保守管理業務
- ・温泉設備保守管理業務
- ・敷地等保守管理業務
- ・修繕、工事業務

6 公共施設等運営権の存続期間

- (1) 令和7年4月1日から令和37年3月31日まで。